

大分県物産協会アンテナショップ出展事業者募集要項

■趣 旨

地域経済を支える中小企業・小規模事業者が、農商工連携や地域資源の活用などで開発した商品等や魅力ある隠れた地域産品等をアンテナショップで展示・販売することにより、全国各地の優れた産品を多方面に紹介・販売し、中小企業・小規模事業者の商品展開力・販売力の向上等を図ることを目的とします。

■アンテナショップ事業概要について

店 舗 名	おおいたMitsukuru～MachiからMuraから
所 在 地	大分市高砂町2-48
店 舗 面 積	店舗約36坪
開 設 期 間	平成26年8月1日～平成27年3月31日まで(予定)
営 業 時 間	8:30～18:30 年中無休(年末年始等は除く)(予定)
取 扱 商 品	加工食品、工芸品、土産品等*当面は常温商品のみ取り扱い
販 売 形 態	商品を常設販売、一部は催事販売(出展者がリレー方式で催事を開催)
取 引 条 件	消化仕入による委託販売
商 品 選 定	別に設置する運営委員会に置いて審査の上、出品の可否を決定
販売スタイル	カテゴリー別に商品配置し、生産者紹介、商品説明、食べ方解説や試食による販促を行う
申し込み方法	出展申込承諾書と委託販売出展申込書をE-mailもしくはFAXにて申込

■出展基準及び選定方法について

(1) 出展事業者基準

当アンテナショップに特産品等を出展することができる者は、小規模事業者及び中小企業とします。

(2) 取り扱い商品の基準は次のとおりとします。

- ① 出展事業者が生産、開発、加工した商品であること
- ② 継続して供給することができる特産品等であること
- ③ 製造から1カ月以上の賞味期限で常温保管できる物
- ④ 危険、汚破損、腐敗及び悪臭発生のおそれのない特産品等であること
- ⑤ ナショナルブランド(大規模小売店等で全国的に販売されている)でないもの
- ⑥ 高額商品でないこと(工芸品等1品10,000円以上のものは個別ご相談ください)
- ⑦ 商品サイズが著しく大きくないもの
- ⑧ 見本展示のみの対応は不可
- ⑨ 大分県物産協会アンテナショップの実施要領第3条を全て満たした商品であること

(3) 選定方法

上記(1)(2)の出展基準等に基づいて、別に設置する幹事会に置いて審査し、出品の可否を決定の上、各出品希望者にご連絡します。

なお、書類等は個人情報保護の観点から厳密に管理し、返却はしないものとします。

■販売スタイル及び取引条件等

(1) 販売スタイル

販売スタイルは次のとおりとします。

① 加工食品コーナー

- ・農産物、水産物、畜産物の加工食品を販売
当面は、常温商品のみ取り扱いとさせていただきます。
冷蔵・冷凍商品の取扱いは今後検討させていただきます。

② 工芸品コーナー

- ・伝統的工芸品など郷土の工芸品を展示・販売

③ 土産品コーナー

- ・本県の特徴を生かした土産品を販売

④ 季節・地域商品コーナー（イベントコーナー）

- ・観光情報と連携した商品や地域の特産品をテーマとした商品を販売

(2) 取引条件

仕入形態は、消化仕入による委託販売とし、販売手数料は売上金額（税込）に次の料率を掛けた金額とします。

<販売手数料率>

加工食品、土産品……20%

工芸品……25%

※消化仕入（売上仕入）とは、小売店に陳列する商品の所有権を出品者やメーカーに残しておき、小売店で売上が上がったと同時に仕入れが計上される取引形態をいいます。

(3) 売上金の送金

原則として月末締め翌月末日支払いの清算とし、支払は出展者が指定する取引銀行の各口座へ送金。振込手数料等は出展者負担とします。

(4) 試供品の提供

来客者に試食・試飲をするために納品数量の1割を上限として試供品の提供をお願いする場合があります。これは、規格外商品でも可能です。

(5) 商品の納品

店舗より発注書を各メーカー様にFAX後、直接店舗へ納品もしくは宅急便での納品をお願いします。小ロットの搬送を原則とし、送料は出展者負担とします。

(6) 在庫の処理

賞味期限切れの商品は、特に出展者の指示がない限りショップで適時処分します。

なお、出展者の依頼で返送する場合の送料は出展者負担とします。

賞味期限前にメーカーに連絡し返品もしくは販促等に使用するかを協議して処理を決定する。

(7) 食品表示等

商品に係る表示や内容量については、厳格に対応します。このため、出展者の責任において「曖昧な表示」「誇大な表示」「薬事法に抵触する表示」「原産国表示」「製造年月日」「賞味期限」「消費期限」「アレルギー起因物質表示」及び関連する表示について、厳密に行うこととします。

(8) 出展の取り消し及び出展辞退勧告

出展者等が次に掲げる事由に該当する場合には出展を取り消すこととします。

- ① 本記載要項に違反したとき
- ② 円滑な受注・納品がなされず、欠品などによりショップに損害を与えたとき

(9) 損害賠償

出展者は前項に掲げる事由により出展の取り消し及び出展辞退勧告を受けたときは、遅滞なく特産品等を撤収することとします。この場合、出展者はショップに対して損害賠償、その他の請求を行うことはできません。

■催事販売について

ショップ内に設けた催事コーナーを開催場所として行います。

出展費用は通常の売上手数料以外には頂きません。

なお、催事における入金は1回ごとにレジを通していただきます。

■出展の申請について

(1) 出展の申請

出展募集要項をよくご確認し、同意の上、お申し込み下さい。

出展を希望される方は、別紙「大分県物産協会アンテナショップ出展申込書」に必要事項を記入の上下記宛にE-mailもしくはFAXにてお申し込み下さい。

出展申請の受付は随時行っています。

<申請先及び問い合わせ先>

〒 874 -0923

大分県別府市新港町6-46

公益社団法人 大分県物産協会 アンテナショップ事務局 宛

TEL : 0977 - 23 - 0201 FAX : 0977 - 23 - 1350

E-mail : kyokai@oita-bussan.or.jp